

○事務委任施設管理運営規則

平成16年 3 月29日教育委員会規則第 5 号

改正

平成17年 4 月27日教育委員会規則第17号

平成17年11月 1 日教育委員会規則第28号

平成18年 3 月31日教育委員会規則第 4 号

平成18年 7 月28日教育委員会規則第27号

平成19年 7 月20日教育委員会規則第20号

平成19年11月26日教育委員会規則第25号

平成23年 3 月31日教育委員会規則第 8 号

平成23年 3 月31日教育委員会規則第 9 号

平成24年12月28日教育委員会規則第14号

平成26年 3 月31日教育委員会規則第 3 号

平成31年 3 月29日教育委員会規則第 9 号

令和 8 年 3 月27日教育委員会規則第 4 号

事務委任施設管理運営規則をここに公布する。

事務委任施設管理運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）第26条の規定に基づき香川県教育委員会が管理する香川県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）及び香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）について、都市公園法（昭和31年法律第79号）及びこれに基づく命令並びに香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号。以下「条例」という。）及び香川県都市公園規則に定めるもののほか、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 総合運動公園及び丸亀競技場は、次の業務を行う。

- (1) 所管する都市公園の維持管理に関すること。
- (2) 所管する都市公園施設の利用に関すること。
- (3) スポーツ教室の開催に関すること。

- (4) 競技用具その他の器具の利用に関すること。
- (5) スポーツの研究に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 総合運動公園に、総務課及び公園課を置く。

2 丸亀競技場に、総務課及び業務指導課を置く。

(職員)

第4条 総合運動公園に、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 主任体育主事
- (5) 主任
- (6) 体育主事
- (7) その他の職員

2 丸亀競技場に、次の職員を置く。

- (1) 場長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 主任体育主事
- (5) 主任
- (6) 体育主事
- (7) その他の職員

(職務)

第5条 所長及び場長（以下「公園の長」という。）は、上司の命を受けて、総合運動公園又は丸亀競技場の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、公園の長を補佐し、公園の長に事故があるときは、その職務を行う。

3 課長は、上司の命を受けて、その課に属する事務を処理する。

4 主任体育主事及び体育主事は、上司の命を受けて、体育に関する専門的事項及び技術的事項に関する事務に従事する。

- 5 主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

(利用時間)

第5条の2 総合運動公園の有料公園施設を利用することができる時間は、午前9時から午後5時（4月1日から10月31日までの日における香川県営野球場の利用にあつては午後9時、5月1日から8月31日までの日における香川県営テニス場、香川県営サッカー・ラグビー場、香川県営第2サッカー・ラグビー場及び香川県営相撲場の利用にあつては午後7時）までとする。

- 2 丸亀競技場を利用することができる時間は、次の各号に掲げる有料公園施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 競技場 午前9時から午後9時まで

(2) 補助競技場 午前9時から午後5時（4月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日までの日にあつては午後6時、5月1日から8月31日までの日にあつては午後7時）まで

- 3 公園の長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、総合運動公園又は丸亀競技場の有料公園施設（以下「運動施設」という。）を利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第5条の3 運動施設を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 2 公園の長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、運動施設を利用することができない日を変更し、又は運動施設を利用することができない日設けることができる。

(行為許可申請手続等)

第5条の4 香川県都市公園規則第26条第1号から第3号までに掲げる権限に係る手続については、同規則第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「香川県教育委員会」と読み替えるものとする。

(利用の許可を要する運動施設)

第5条の5 運動施設のうち条例第7条の2（条例第14条の2第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 総合運動公園 香川県営野球場
香川県営第2野球場

香川県営テニスのうち基本施設及び附属施設（シャワー室及びコインロッカーを除く。）並びにシャワー室（団体で利用する場合に限る。）

香川県営サッカー・ラグビー場

香川県営第2サッカー・ラグビー場

香川県営相撲場のうち本土俵並びに練習土俵及び附属施設（これらを専用使用により利用する場合に限る。）

- 2 丸亀競技場 競技場のうち基本施設、第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルーム（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに附属施設（第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームを除く。）

補助競技場（専用使用により利用する場合に限る。）

（運動施設の利用）

第6条 条例第7条の2前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、都市公園運動施設利用申請書（第1号様式）を当該公園の長に提出し、又は香川県教育委員会が指定する電子情報処理組織を利用して申請しなければならない。

- 2 公園の長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- （1） 運動施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 運動施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （3） 運動施設の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、運動施設の管理上支障があると認められるとき。

- 3 利用許可には、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

- 4 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第7条の2後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、都市公園運動施設利用変更申請書（第2号様式）を当該公園の長に提出しなければならない。

- 5 第2項及び第3項の規定は、変更許可について準用する。

- 6 運動施設を個人使用により利用しようとする者は、総合運動公園においては運動施設個人使用券（第3号様式）により、丸亀競技場においては運動施設個人使用券又は運動施設個人使用回数

券（第４号様式）により、それぞれ当該運動施設を利用することができる。

（利用の中止の届出）

第７条 利用者は、運動施設の利用を中止しようとするときは、都市公園運動施設利用中止届（第５号様式）を当該公園の長に提出しなければならない。

（スポーツ教室）

第８条 総合運動公園又は丸亀競技場において行うスポーツ教室に参加しようとする者は、スポーツ教室参加申込書（第６号様式）を当該公園の長に提出しなければならない。

（常設の広告を表示する場合の使用料）

第８条の２ 条例別表第２の４の表に規定する規則で定める額は、別表第１に定める使用料の額とする。

（総合運動公園使用料等）

第９条 条例別表第２の５（２）の表香川県総合運動公園の項に規定する規則で定める使用料（香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。）は、別表第２のとおりとする。

２ 前項の規定にかかわらず、香川県営野球場の利用に係る使用料（午後５時から午後９時までの間の利用に係るものに限る。）については、その利用が次の各号のいずれにも該当する場合には、別表第２の１の表の規定は、適用しない。

（１） 入場料を徴収する場合

（２） 基本施設の全日利用（午前９時から午後９時までの間利用することをいう。以下この号において同じ。）の申込みと併せて当該全日利用に係る夜間照明施設の利用の申込みをする場合

３ 別表第２の２の表の規定は、条例別表第３の２の表に規定する規則で定める額について準用する。

（総合運動公園の使用料の減免）

第９条の２ 総合運動公園の有料公園施設の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして香川県教育委員会が認めるものについては、別に定めるところにより、その利用及びこれと併せて行う当該有料公園施設における広告の表示に係る使用料を減免する。

２ 前項の規定による減免を受けようとする者は、あらかじめ、都市公園運動施設使用料減免申請書（第７号様式）を所長に提出しなければならない。

（丸亀競技場使用料等）

第９条の３ 条例別表第２の５（２）の表香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料

(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、別表第3のとおりとする。

2 別表第3の3の表及び4の表の規定は、条例別表第3の3の表に規定する規則で定める額について準用する。

(丸亀競技場の使用料の減免)

第9条の4 第9条の2の規定は、丸亀競技場の使用料の減免について準用する。この場合において、同条第1項中「総合運動公園」とあるのは「丸亀競技場」と、同条第2項中「所長」とあるのは「場長」と読み替えるものとする。

第9条の5 丸亀競技場の競技場の基本施設を専用使用により利用する者が併せて競技場の会議室又は補助競技場を利用する場合は、当該会議室又は補助競技場の使用料を免除する。

(スポーツ教室に参加する場合の使用料)

第10条 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項及び香川県立丸亀競技場の項に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、スポーツ教室の開催ごとに、実費を基準として香川県教育委員会が定める。

(使用料の還付)

第11条 公園の長は、天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により運動施設を利用することができなくなったときは、使用料の全額を還付する。

2 公園の長は、次に掲げる施設について、第7条の規定による届出が、その施設を利用する日(以下「利用日」という。)の11日前までにあったときは使用料の全額を、利用日の10日前から8日前までにあったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 総合運動公園 | 香川県営野球場(附属施設の会議室を除く。) |
| | | 香川県営第2野球場 |
| | | 香川県営サッカー・ラグビー場(附属施設の会議室を除く。) |
| | | 香川県営第2サッカー・ラグビー場 |
| 2 | 丸亀競技場 | 競技場(附属施設の会議室を除く。) |
| | | 補助競技場 |

3 公園の長は、次に掲げる施設について、第7条の規定による届出が、利用日の8日前までにあったときは使用料の全額を、利用日の7日前から2日前までにあったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 総合運動公園 | 香川県営テニス場 |
|---|--------|----------|

香川県営相撲場

香川県営野球場附属施設の会議室

香川県営サッカー・ラグビー場附属施設の会議室

2 丸亀競技場 競技場附属施設の会議室

(利用の許可の取消し等)

第12条 公園の長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は運動施設の利用の停止を命ずることができる。

- (1) 都市公園法、条例、香川県都市公園規則若しくはこの規則の規定に違反し、又は公園の長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。
- (3) 第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第6条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、運動施設の利用を終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに当該運動施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を当該公園の長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(入園の制限等)

第14条 公園の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、都市公園内への入園を拒否し、又は都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をする者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者
- (3) その他当該都市公園の管理上支障があると認められる者

(損害賠償の責任)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2 総合運動公園又は丸亀競技場の施設、設備又は器具を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 総合運動公園又は丸亀競技場の指定管理者が香川県都市公園規則第23条第2項第3号又は第4号に規定する業務を行う場合における当該都市公園に係る第6条第2項、第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「公園の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 次の各号に掲げる都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該都市公園に係る当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 総合運動公園 第3条第1項及び第4条第1項

(2) 丸亀競技場 第3条第2項及び第4条第2項

3 次の各号に掲げる都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該都市公園に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ香川県教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(1) 総合運動公園 第5条の2第1項及び第3項、第5条の3、第6条第1項、第4項及び第6項、第7条、第8条、第13条、前条並びに次条

(2) 丸亀競技場 第5条の2第2項及び第3項、第5条の3、第6条第1項、第4項及び第6項、第7条、第8条、第13条、前条並びに次条

4 総合運動公園又は丸亀競技場の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第9条の2第1項（第9条の4において準用する場合を含む。）の規定による広告の表示に係る使用料の減免については、第9条の2第2項中「所長」とあり、及び第9条の4において読み替えて準用する第9条の2第2項中「場長」とあるのは、「香川県教育委員会」と読み替えるものとする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、総合運動公園及び丸亀競技場の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月27日教育委員会規則第17号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の第4号様式及び第5号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成17年11月1日教育委員会規則第28号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の第1号様式から第4号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日教育委員会規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月20日教育委員会規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第5号様式から第7号様式までの様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成19年11月26日教育委員会規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教育委員会規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにスポーツ施設に係るスポーツ施設個人使用回数券、スポーツ施設個人使用継続券又はスポーツ施設個人使用定期券（以下「回数券等」という。）を購入し、施行日以後当該回数券等によりスポーツ施設を利用する者の使用料の額については、第1条の規定による改正後の香川県スポーツ施設管理運営規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに香川県立丸亀競技場に係る運動施設個人使用回数券を購入し、施行日以後当該回数券により香川県立丸亀競技場を利用する者の使用料の額については、第3条の規定による改正後の事務委任施設管理運営規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条の 2 関係）

有料公園施設 の名称	表示場所	単位	使用料の額
香川県営野球場	外野グラウンドフェンス（中堅側）	1 年 表示面積 1 平方メートル	44,000円
	外野グラウンドフェンス（両翼側）	1 年 表示面積 1 平方メートル	37,700円
	内野グラウンドフェンス	1 年 表示面積 1 平方メートル	25,130円

別表第 2（第 9 条関係）

1 総合運動公園の使用料

有料公園施設の 名称	使用区分		午前 9 時から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する場合の 1 時間当たりの使用料	午前 9 時前又は午後 5 時後の時間において使用する場合の 1 時間当たりの使用料
香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）	アマチュアスポーツの場合		
		入場料を徴収しない場合		
		生徒及び児童	1,300円	1,300円
		一般	3,270円	3,270円
		入場料を徴収する場合		
		生徒及び児童	入場料の最高額	入場料の最高額

		一般	の30倍に相当する額 入場料の最高額の45倍に相当する額	の10倍に相当する額 入場料の最高額の15倍に相当する額
		アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	6,550円 入場料の最高額の90倍に相当する額	6,550円 入場料の最高額の30倍に相当する額
	附属施設	本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース 記録放送室及び放送機器 スコアボード 会議室 シャワー室 温水使用 温水使用以外	1,060円 530円 1,140円 530円 800円 530円	1,060円 530円 1,140円 530円 800円 530円
香川県営第2野球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童 一般 アマチュアスポーツ	 1,020円 2,600円 5,210円	 1,020円 2,600円 5,210円

		以外の場合		
	附属施設	本部室	530円	530円
		記録放送室及び放送機器	270円	270円
		スコアボード	270円	270円
香川県営テニスコ 場	基本施設（テニスコ ート）	生徒及び児童	390円	390円
		一般	570円	570円
	附属施設	会議室	530円	530円
		記録放送室及び放送機器	270円	270円
		スコアボード	270円	270円
		シャワー室		
		団体		
		温水使用	800円	800円
		温水使用以外	530円	530円
香川県営サッカー・ラグビー場	基本施設（グラウンド及び更衣室）	アマチュアスポーツの場合		
		入場料を徴収しない場合		
		生徒及び児童	890円	890円
		一般	2,240円	2,240円
		入場料を徴収する場合		
		生徒及び児童	入場料の最高額の30倍に相当する額	入場料の最高額の10倍に相当する額
		一般	入場料の最高額の45倍に相当する額	入場料の最高額の15倍に相当する額

		アマチュアスポーツ 以外の場合 入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	4,510円	4,510円
		入場料の最高額の90倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額	
	附属施設	本部室及び審判員控室	530円	530円
		記録放送室及び放送機器	270円	270円
		スコアボード	270円	270円
		会議室	530円	530円
		シャワー室		
		温水使用 温水使用以外	800円 530円	800円 530円
香川県営第2サッカー・ラグビー場	基本施設(グラウンド)	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童 一般 アマチュアスポーツ以外の場合	700円 1,780円 3,570円	700円 1,780円 3,570円
	附属施設	スコアボード	270円	270円
香川県営相撲場	基本施設(本土俵及び練習土俵)	本土俵及び練習土俵を使用する場合 生徒及び児童 一般 練習土俵のみを使用する場合	250円 640円	250円 640円

		専用使用の場合		
		生徒及び児童	120円	120円
		一般	310円	310円
	附属施設	シャワー室		
		専用使用の場合		
		温水使用	800円	800円
		温水使用以外	530円	530円

備考

- この表の第3欄及び第4欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

2 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区分	単価	使用料の額
香川県営相撲場	テント	1張り1回	360円

別表第3（第9条の3関係）

1 競技場の使用料

使用区分		午後5時から午後9時までの使用料の額	午後1時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの間に時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後9時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設 (グラウン	専用使用の場合 アマチュアスポー					

ド、雨天走路及び更衣室)	ツの場合					
	入場料を徴収しない場合					
	学校、競技協会、教育委員会その他教育関係団体（以下「学校等」という。）	11,510円	17,270円	25,910円	3,440円	3,440円
	学校等以外のもの	30,640円	46,090円	69,130円	9,200円	9,200円
	入場料を徴収する場合					
	学校等	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額	入場料の最高額の10倍に相当する額
	学校等以外のもの	入場料の最高額の150倍に相当する額	入場料の最高額の150倍に相当する額	入場料の最高額の150倍に相当する額	入場料の最高額の45倍に相当する額	入場料の最高額の15倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合					
	入場料を徴収しない場合	46,090円	69,130円	103,700円	13,810円	13,810円
	入場料を徴収する場合	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の90倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額

附属施設	第1トレーニングルーム					
	専用使用の場合	5,750円	8,630円	13,010円	1,710円	1,710円
	第2トレーニングルーム					
	専用使用の場合	1,830円	2,870円	4,130円	560円	560円
	記録放送室及び放送機器	1,830円	2,870円	4,130円	560円	560円
	大型映像装置					
	アマチュアスポーツの場合	21,780円	33,270円	49,900円	6,650円	6,650円
	アマチュアスポーツ以外の場合	65,340円	99,820円	149,730円	19,960円	19,960円
	会議室	1,830円	2,870円	4,130円	560円	560円
	特別会議室	3,790円	5,750円	8,630円	1,130円	1,130円

備考

- 1 この表の第5欄及び第6欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	910円	910円
学校等以外のもの	1,830円	1,830円

アマチュアスポーツ以外の場合	3,680円	3,680円
----------------	--------	--------

備考

- この表の第2欄及び第3欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園施設の 名称	使用区分		種類	使用料の額	
競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）	専用使用でない場合 生徒及び児童	160円券 (11枚)	1,600円	
		一般	340円券 (11枚)	3,400円	
		附属施設	第1 トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒	160円券 (11枚)	1,600円
			一般	340円券 (11枚)	3,400円
	第2 トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒		160円券 (11枚)	1,600円	
	一般		340円券 (11枚)	3,400円	
	補助競技場	専用使用でない場合			

	生徒及び児童	60円券 (11枚)	600円
	一般	110円券 (11枚)	1,100円

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区分	単価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	17,270円
	サッカー用器具	一式1回	3,440円
	ラグビー用器具	一式1回	3,440円
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	11,510円
	サッカー用器具	一式1回	1,130円

第1号様式（第6条関係）

都市公園運動施設利用申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿
香川県立丸亀競技場長

申請者 住 所 〒

(ふりがな) [団体にあつては、その]
氏 名 [名称及び代表者氏名]

連 絡 先 (電話)

（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の運動施設を利用したいので、事務委任施設管理運営規則第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用目的											
利用区分	専用使用の有無	アマチュアスポーツ			入場料の有無	学 校 等		一 般			
	有 ・ 無	アマチュアスポーツ以外			有 ・ 無 (最高額 円)	学校等以外		生徒及び児童			
利用期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで				利用時間	時から 時まで					
利用施設					参加(入場) 予定人員	人		※使 用 料			
								円			
附属施設、附属設備及び器具	種 別	数量等	単価	※金額	種 別	数量等	単価	※金額	※		
				円				円	円		
									合 計	※ 円	
備考											

- 注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
2 ※欄は、記入しないでください。

第2号様式（第6条関係）

都市公園運動施設利用変更申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長

殿

香川県立丸亀競技場長

申請者 住 所 〒

(ふりがな) (団体にあっては、その)
氏 名 (名称及び代表者氏名)

連 絡 先 (電話)

年 月 日付けで許可のあった（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の運動施設の利用について、その利用を変更したいので、事務委任施設管理運営規則第6条第4項の規定に基づき、次のとおり申請します。

許可済の内容	利用目的			
	利用日時			
	利用施設			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				

表 面

			No. _____	
運 動 施 設 個 人 使 用 券				
利用施設名				
発行年月日		年	月	日
区	分	料金		

裏 面

注 1 この券は、当日1人1回限り有効です。

2 利用の場合は、この券を受付の職員に提出してください。

3 事務委任施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、利用を停止し、又は退場を命ずることがあります。

4 紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

第4号様式（第6条関係）

表紙表面

			No. _____
運動施設個人使用回数券			
利用施設名			
発行年月日	年	月	日
区	分	料金	
注 この券は、 に使用することができます。			

表紙裏面

注	1	この券は、当日1人1回限り有効です。
	2	利用の場合は、必要事項を記入の上、1枚ずつ切り離し、受付の職員に提出してください。
	3	事務委任施設管理運営規則その他関係法令等に違反した場合は、利用を停止し、又は退場を命ずることがあります。
	4	紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。

第1葉から第10葉まで

			No. _____
運動施設個人使用回数券			
利用施設名			
区 分			
注	1	この券は、当日1人1回限り有効です。	
	2	紛失、盗難又は滅失によりこの券を失った場合にも再発行はしません。	

第5号様式（第7条関係）

都市公園運動施設利用中止届

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿
香川県立丸亀競技場長

届出者 住 所 〒
(ふりがな) 氏 名 〔団体にあつては、その
名称及び代表者氏名〕
連 絡 先 (電話)

年 月 日付けで許可のあつた（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の運動施設の利用について、その利用を中止したいので、事務委任施設管理運営規則第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可済の内容	利用目的	
	利用日時	
	利用施設	
中止の理由		
備考		

スポーツ教室参加申込書

年 月 日

香川県総合運動公園所長
香川県立丸亀競技場長 殿

申込者 住 所
氏 名

スポーツ教室に参加したいので、事務委任施設管理運営規則第8条の規定に基づき、
次のとおり申し込みます。

運 動 種 目		コ ー ス	
年 齢		性 別	男 女

第 7 号様式（第 9 条の 2 関係）
都市公園運動施設使用料減免申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長
殿
香川県立丸亀競技場長

申請者 住 所 〒
(ふりがな) (団体にあつては、その)
氏 名 (名称及び代表者氏名)
連 絡 先 (電話)

（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の使用料の減免を受けたいので、事務
委任施設管理運営規則第 9 条の 2 第 2 項（第 9 条の 4 において準用する第 9 条の 2 第 2
項）の規定に基づき、次のとおり申請します。

利 用 目 的						
利 用 区 分	専用使用 の 有 無	アマチュアス ポーツ	入場料の有無		学 校 等	一 般
	有・無	アマチュアス ポーツ以外	有・無 (最高額 円)		学校等以外	生徒及び児童
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		日間	利用 時間	時から 時まで	
利 用 施 設						
使 用 料 の 減 免 を 受ける理由						
備 考						

注 該当するものに記入又は○印をしてください。